

請願第34号

令和6年9月19日受理

経済労働委員会付託

「業務上コロナワクチンを接種し、健康被害を受けた労働者に労災認定の可能性がある事の周知を求める」について

請願者

紹介議員 下奥奈歩、末永けい

(要旨) 厚生労働省のホームページによると「労働者が新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受けたことで健康被害が生じた場合、労災保険給付の対象となりますか」との質問に「ワクチン接種については、通常、労働者の自由意思に基づくものであることから、一般的には業務として行われるものとは認められません。」との答えが載っていますが、令和6年5月13日衆議院決算行政監査委員会にて阿部知子議員より武見厚生労働大臣に「職務上の必要性でワクチンを業務命令と似た形で接種し、ワクチン禍となつた方に関しては指示命令系統を見て、労災の適用もせよとなっている」という趣旨の指摘をされています。こちらの情報、知っている方、少ないのでないでしょうか。また、厚生労働省のホームページでは続けて「医療従事者等に係るワクチン接種は、労働者の自由意思に基づくものではあるものの、医療機関等の事業主の事業目的の達成に資するものであり、労災保険における取扱いとしては、労働者の業務遂行のために必要な行為として、業務行為に該当するものと認められることから、労災保険給付の対象となります。また、高齢者施設等の従事者に係るワクチン接種についても、同様の取扱いとなります。なお、上記の医療従事者等・高齢者施設等の従事者以外の労働者に係るワクチン接種については、当該ワクチン接種を受けたことで健康被害が生じた場合、事業主からの業務命令によるものか否かなどを調査した上で、労災保険給付の対象となるか判断することとなります。」との記述もありますが、こちらも知らない人が多くいる思われます。こちらを広く県民に知らせ、業務上コロナワクチンを接種し、ワクチン後遺症で苦しんでいる人たちに労災認定される可能性がある事を周知し、適切な申請ができるように案内して下さい。

については、下記事項について請願します。

記

- 1 業務上コロナワクチンを接種し、健康被害を受けた労働者に労災認定の可能性がある事等をホームページ等で周知する事。
- 2 医療機関や、高齢者施設、職域接種をしていた会社等にワクチン接種後の健康被害があった場合、労災申請の対象になる可能性がある事を広く周知するよう、通知を出すこと。